

平成 23 年 12 月 26 日

総務省

地方単独事業の総合的整理の基本的考え方

社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進することが何よりも肝要である。この場合において、政府としては「成案」の考え方方に沿って進めるのが基本であるが、地方の意見に耳を傾け柔軟に対応する必要がある。

上記を踏まえ、以下の考え方を基本として、地方単独事業の総合的整理を進めてはどうか。

- 1 全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていることの認識を共有し、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する。
- 2 地方単独事業の総合的な整理は、消費税の負担者であり、かつ現実にサービスを受けている国民の理解が得られる客観的な整理とする必要がある。
- 3 「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とし、その範囲については、国が統計的な整理としてその他の分野の社会保障経費に分類するものであっても、実質的に医療、介護、子育ての分野と重複している事業及び一体として評価されるべき事業について一律に排除することは適当でない。
- 4 上記「則った範囲」の検討に当たっては、現実に国民に現物サービスを提供している保育士、児童福祉司等のマンパワーの人員費を「成案」で示された「給付」に該当しないとして一律に排除することは適当でない。
- 5 「成案」で示された「制度として確立された…費用」については、1において述べた2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能となっていることを踏まえて、地方の理解が得られるよう努める。
- 6 なお、貧困・格差対策をはじめとするその他の分野については、「成案」に基づき施策の充実を図るとともに、将来的には消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する。